

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりのき（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時勤務する者をいう。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 勤務を証明できれば、インターネット・電話・書類作成による在宅勤務は支給の対象とする。
 - 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が500万円を超えない範囲とする。
 - 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与及び退職手当及び交通費については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び交通費については、別表2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

- 第6条 理事長及び常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日に銀行振込みとし、ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度支給する。
 - 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2020年11月16日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬(第3条関係)

(1) 理事長

職 務	報酬(月額)	交通費
週5日(常勤)	300,000円	① 公共交通機関:実費相当額 ② 自家用車の場合は1kmにつき20円 ※高速料金は実費支給

※賞与は報酬月額のみで年2回支給する。

※退職金は評議員会の承認を得て定めるものとする。

別表2 非常勤役員等の報酬(第4条関係)

(1) 理事

職 務	報酬(日額)	交通費
理事会等会議への出席	10,000円	① 公共交通機関:実費相当額 ② 自家用車の場合は1kmにつき20円 ※高速料金は実費支給
上記の他、法人運営の業務に従事した場合	10,000円	

※1ヶ月の報酬支給限度額は、20,000円とする。

(2) 監事

職 務	報酬(日額)	交通費
監事監査等への出席	10,000円	① 公共交通機関:実費相当額 ② 自家用車の場合は1kmにつき20円 ※高速料金は実費支給
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円	
上記の他、法人運営の業務に従事した場合	10,000円	
監査業務	50,000円	

※1ヶ月の報酬支給限度額は、20,000円とする。

ただし、監査業務を除く。

(3) 評議員

職 務	日 額	交 通 費
評議員会への出席	10,000 円	① 公共交通機関：実費相当額 ② 自家用車の場合は1 kmにつき20 円
上記の他、法人運営の業務に従事した場合	10,000 円	※高速料金は実費支給

※1ヶ月の報酬支給限度額は、20,000 円とする。

(4) 評議員選任・解任委員

職 務	日 額	交 通 費
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円	① 公共交通機関：実費相当額 ② 自家用車の場合は1 kmにつき20 円
上記の他、法人運営の業務に従事した場合	10,000 円	※高速料金は実費支給

※1ヶ月の報酬支給限度額は、20,000 円とする。